

民法改正法案と 交通事故損害賠償実務

弁護士 住田 浩史

1 はじめに

去る2015年3月31日、民法の一部を改正する法律案が国会に提出された。

同法案の可決成立、施行時期については、本稿脱稿の時点¹では未定である。

しかしながら、債権法を中心とする大改正であり、交通事故損害賠償実務にも少なからず影響があるため、現在提出されている法律案²(以下、「案」という。)を前提として、あらかじめ留意しておくべき点を、①消滅時効、②法定利率、③共同不法行為者をめぐる法律関係、④相殺の順に指摘しておく。

2 ①消滅時効

消滅時効については、短期消滅時効に関する規定(民法170ないし174条)の削除等、大きな改正があるが、交通事故に関係してくるのはおおむね以下の点である。

不法行為に基づく損害賠償請求権(民法709条)については、現行法では「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年間」で時効消滅し、除斥期間が不法行為時から「20年」(民法724条)であるところ、案では、①いずれも時効であることが明記された上、②とりわけ、生命・身体侵害(いわゆる人身損害)の不法行為については前者の期間が「知ったときから5年間」と延長された(案724条の2。後者については同じ。)。これは、人身損害についての救済の必要性が高く、また、損害の算定にも時間を要するためである。

また、現行法において時効の「中断」とされている事項は、案では時効の「完成猶予」として整理された(案147条1項等)が、その中でも、協議による時効の完成猶予という新たな類型が加わった(案151条1項)ことが注目される。これは、当事者が協議を行う旨の合意を書面で行った場合は一定期間(1年または協議で定めた1年未満の期間。その後も通算5年まで再合意可能である。)の時効の完成猶予効が付与されるというものである。

交通事故では、例えば後遺障害の認定に長期間がか

かるようなケースについて、時効中断のために債務者に債務承認を求めることがあったが、改正後は、この協議による完成猶予の方式が用いられることが考えられよう。

3 ②法定利率

不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金や、将来において取得すべき利益(逸失利益等)や将来において負担すべき費用(将来介護費用)の中間利息控除の基準となる利率は、現行法では年5%(民法404条、中間利息については最判平成17年6月4日民集59巻5号983頁)の固定利率であった。

ところが、案は、5%を経済情勢にそぐわないとし、施行当初の法定利率を3%(案404条2項)とし、また、その後は固定ではなく3年を1期とする変動制を採用した(案404条3項ないし5項)。

なお、交通事故に関して言えば、上記遅延損害金は、遅滞日である不法行為日の法定利率が基準となり(案419条1項)、将来利益ないし費用の中間利息控除もやはり、損害賠償請求権発生日の法定利率が基準となり(案417条の2)、その後の法定利率の変動によって、これらの利率も変わるわけではない。

4 ③共同不法行為者をめぐる法律関係

(1) 共同不法行為者の一人に対する免除の効力

共同不法行為者間の関係は不真正連帯債務関係(最判昭和57年3月4日判時1042号87頁)とされており、一方の債務者に対して行った免除は他方に対して効力を及ぼさないのが原則であるが、債権者において他方の「残債務をも免除する意思」があるときには他方にも免除の効力が及ぶという判示もなされており(最判平成10年9月10日民集52巻6号1494頁)、どのような場合に絶対効があるのか、必ずしも明確ではなかった。

これに対して、案では、連帯債務一般について免除等の相対効が原則として定められた上、債権者及び他の連帯債務者が「別段の意思」を「表示」した場合には絶対効があるとされ(案441条但書)、絶対効が認められる場合が限定された。これは、不真正(なお、このような相対効の原則が導入されたことで、そもそも、改正後も真正・不真正の区別の実益がどの程度あるかは、疑問なしとしない。)連帯債務についても同様に考えられる。

(2) 共同不法行為者間の求償

また、現行法においては、共同不法行為者間の

求償について、一部弁済(負担部分=過失割合を超えない弁済)の場合に求償権が生じるかどうか必ずしも明らかではなく、「過失割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したとき」に限り求償できると判示する裁判例もあった(最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁等)。

これに対して、案では、連帯債務一般について、負担部分を超過する弁済かどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対して、負担部分に応じた額の求償権を有することを明らかにした(案442条1項)。不真性連帯債務についても同様と考えられる。

5 ④相殺

現行法においては、物損、人身含め、交通事故によって生じた債権を受働債権とする相殺を行うことは禁止されている(民法509条)。

これに対して、案では、物損(ただし、悪意の不法行為は除く)の損害賠償請求権を受働債権とする相殺は禁止されていない(案509条)。

例えば、現行法では、双方に過失が生じるような事故で、一方が無資力の場合において、他方当事者が賠償金の回収はできないにもかかわらず賠償義務のみが生じるということが不可避であった。改正後は、無資力者の損害賠償請求権を受働債権として相殺し、無資力リスクを回避するという方法が考えられる。

また、人身損害についても、「他人から譲り受けた」損害賠償請求権は、受働債権としてなお相殺が可能である(案509条但)とされている。この「譲り受けた」は、字義からして債権譲渡を意味していることは明らかであるが、例えば、保険会社が被害者に保険金を支払った場合の保険代位(保険法25条)など法律上当然の債権移転を経たものは含まないという趣旨と考えられようか。この点は、法律案の前段階の法制審議会「要綱案」³では、「他人から取得した」とされており、表現が変わっているところである。

6 むすびに

既に述べたとおり、案は、国会において修正がなされる可能性があり、また、法律である以上、解釈論が起り得ることは避けられない。今後、どのような議論がなされるか、引き続き注目したい。

網、新旧対照条文、http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html

- 3 法制審議会民法(債権関係)部会Webサイト「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」、<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900244.html>

1 2015年8月17日

2 法務省Webサイト、「民法の一部を改正する法律案」法律案要